令和４年７月

国　税　庁

「『租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて』
等の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

昭和46年８月26日付直資４－５ほか２課共同「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)、平成14年６月24日付課資３－１ほか３課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」(法令解釈通達)、昭和45年７月１日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)及び平成24年１月26日付課資３－１ほか２課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」(法令解釈通達）については、所得税法等の一部を改正する法律(令和４年法律第４号)等により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い改正するもので、主な改正の内容は次のとおりです。

【主な改正の内容】

○　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、代替資産を先行取得した場合の取扱いが法令上明確化されたこと、平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例の規定が削除されたこと等に伴い、法令解釈に当たり留意すべき事項等についての整備を行い、その他通達において引用する関係法令の改正に伴う条項の移動があったことなどの所要の整備を行っています。